奈良県告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　道路の種類　一般県道

二　路線名　木津横田線

三　道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
4	奈良市西木辻町五九番四先から	前	二一・〇～二九・五	三四五・〇	
5					
7	奈良市大安寺六丁目八〇一番四先まで	後	一六・〇～二三・〇	三四五・〇	

四　供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五　供用開始年月日

平成十九年十二月四日